

## 住宅に設置する宅配ボックスの購入費の一部を補助します。

町民のみなさまの利便性向上と、地域全体の脱炭素化を推進するため、宅配ボックス設置費用の一部を補助します。

必ず次の内容をご確認いただいたうえで申請してください。



宅配ボックスの一例

### ● 補助対象となる「宅配ボックス」

次の全ての要件を満たしているものを補助対象品とします。

□ 配達物等の受け取りを目的とした製品であり、配達物等を安全に保管できるもの。

※ リース・レンタル品及び自作のものは補助対象外。

□ 令和7年4月1日以降に購入したもの。

□ 耐久性を備え、ワイヤー、アンカーその他の盗難防止のための器具で固定されたもの。

□ 正当な受取人のみが受領できる盗難防止機能（鍵又はダイヤル錠等）を有しているもの。

※ ここでいう盗難防止機能とは、荷物の配達後、宅配業者がプッシュ式やダイヤル式の鍵、または南京錠等で施錠することができる機能をいう。

□ 周防大島町内の戸建て住宅又は集合住宅で使用されるものであること。

※ 賃貸住宅の場合、宅配ボックスの設置について、所有者又は管理組合の了承を得てください。

※ 住宅を建設する際に設置し、住宅と一体化しているものは補助対象外。

□ 単に屋外で物品を保管することを目的とした箱でないもの。

### ● 補助対象者（次の全ての要件を満たしている方が対象です。）

□ 交付申請書兼実績報告書の提出時において、周防大島町の住民基本台帳に記載されており、かつ、本町に居住している方。

□ 宅配ボックスを購入し、自身の住所と同一敷地内に設置した方。

□ 申請者を含む世帯全員に町税等の滞納がない方。

□ 過去に同一の補助対象となる宅配ボックスについて、国、本町又は他の地方公共団体から購入費又は設置費に係る補助金の交付を受けていないこと。

□ 他の同一世帯員が本補助金の交付を受けていないこと。

□ 暴力団員又はこれらと密接な関係を有さない方。

### ● 補助対象経費

宅配ボックスの本体購入費用（消費税及び地方消費税は除く。）

※ 付属品購入費、設置費、運搬費及び工事費は補助対象外。

※ 補助金は、1世帯につき1台1回限りです。

- **補助金額**

補助対象経費の2分の1の金額。

(補助上限額 5,000 円 ※1,000 円未満の端数は切り捨て)

※ 割引券やクーポンを使用して購入した場合、その割引を利用した後の金額が補助対象経費です。

※ 企業発行ポイントでの支払い分は、補助対象経費です。

- **申請受付期間**

令和8年4月1日(水曜日)から令和9年2月 26 日(金曜日)まで

※ 令和7年4月1日以降に購入したものが対象です。

※ 受付期間内でも予算額に達した時点で受付を終了します。

- **申請方法**

【申請様式】 ※ 両面印刷してください。

周防大島町宅配ボックス設置促進補助金交付申請書兼実績報告書(様式第1号)

【添付書類】

- 宅配ボックスの購入金額、購入日、購入店名、商品名及び申請者氏名が記載された領収書等の写し
- 宅配ボックスの機能が記載されているカタログ、取扱説明書その他これに類するものの写し
- 設置後の宅配ボックスの状況を示す写真及び鍵、ダイヤル錠等の盗難防止機能が確認できる写真

【提出先】

下記役場窓口へ提出してください。

生活衛生課 生活衛生班(久賀庁舎1階)または、各総合支所、各出張所

午前8時30分～午後5時15分(※ 土曜日、日曜日、祝日、年末年始を除く。)

※ 審査は全て生活衛生課で行います。

1. 申請書類一式を役場窓口までご提出ください。申請書類一式を生活衛生課で受領した日を受付日とします。提出書類に不備があると受付ができませんので、ご注意ください。
2. 審査後、適当と認められた際に、補助金の交付を決定し、申請者に周防大島町宅配ボックス設置促進補助金交付決定通知書兼確定通知書(様式第2号)を送付します。
3. 申請者は、様式第2号を受領後、周防大島町宅配ボックス設置促進補助金請求書(様式第4号)を作成し、申請者名義の金融機関口座情報が確認できる書類(通帳の写し等)を添付して、上記役場窓口へ提出してください。

- **問い合わせ** 周防大島町役場 産業建設環境部 生活衛生課 TEL 0820-79-1012